

重要事項説明書

【2025 年度版】

社会福祉法人 鶴舟会
幼保連携型認定こども園
鶴町学園

事業所番号:2710051002980

1 施設運営主体

項 目	内 容
名 称	社会福祉法人 鶴舟会
所 在 地	大阪市大正区鶴町三丁目3番1号
電 話 番 号	06-6552-0851
代 表 者 氏 名	理事長 舟戸 良裕

2 利用施設

項 目	内 容
施 設 の 種 類	認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園 鶴町学園
施 設 の 所 在 地	大阪市大正区鶴町三丁目3番1号
連 絡 先	TEL:06-6552-0851 FAX:06-6554-1714
管 理 者	施設長 舟戸 智
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 165人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 114人
開 設 年 月 日	2023年4月1日(1955年4月1日)
事 業 所 番 号	2710051002980
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.tgakuen2.jp/

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児との保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

土 地		面 積
敷 地		1918.42 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨造 4 階建
	延べ面積	1986.67 m ²
園 庭		1008.76 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
保 育 室	14	0 歳児クラス 1 室 1 歳児クラス 2 室 2 歳児クラス 2 室 3 歳児クラス 3 室 4 歳児クラス 3 室 5 歳児クラス 3 室
調 乳 室	1	
ほ ふ く 室	1	
遊 戯 室	1	
ト イ レ	5	
調 理 室	1	
事 務 室	1	
応 接 室	1	
医 務 室	1	
配 膳 室	1	
倉 庫	5	
職 員 休 憩 室	1	

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、下記 8 に記載する規定の時間外において保育を提供する。

(3) 食事の提供

(4) 送迎

希望者については、スクールバスによる送迎を実施します。ただし、利用者にはバス代の負担あり。
金額は別表に定めるとおり。

6 職員の職種、職員数及び職務の内容(栄養士については別掲)

令和6年12月現在

職 種	職務内容	職員数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主幹保育教諭	園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1 (2)	1 (2)	0	
保育教諭	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭の連絡等の業務を行う。	29	19	10	
保育補助要員	保育士の補助、園内諸雑務に従事する。	9	0	9	
事務員	庶務及び会計事務に従事する。	1	1	0	
看護師	園児の看護、健康管理に従事する。	1	1	0	
調理員	園児と職員の給食業務に従事する。	3	1	2	
栄養士	園児の栄養指導及び管理	1	1	0	
運転手	スクールバスの運転、車両の点検・清掃、園内諸雑務に従事する。	2	1	1	
嘱託医	園内の定期検診、健康管理、歯科検診及び保険衛生指導に従事する。	2	0	2	
産業医	職員の健康管理等を行う。	1	0	1	
薬剤師	エピペンや坐薬の指導 プールの水質管理など	1		1	

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第100号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

《各職種の勤務体系》

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 7:00～19:00
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯 8:00～18:00
保育補助要員	職員による
保育教諭	正規の勤務時間帯 7:00～19:00(内8時間)
事務員	正規の勤務時間帯 8:00～17:30(内8時間)
看護師	正規の勤務時間帯 9:00～18:00(内8時間)
調理員・栄養士	正規の勤務時間帯 7:30～16:00(内8時間)
運転手	正規の勤務時間帯 7:30～17:00(内8時間)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月29日から1月4日まで）（※注）、春、夏、冬期の長期休業日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

（※注）土曜日でも、保育が必要な場合は一時預かりを利用することもできますので御相談ください。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね5時間程度）	9時00分～16時00分（※注1）
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 （最大11時間）	7時00分～18時00分（※注2）
	保育短時間 （最大8時間）	8時00分～16時00分（※注3）

(※注1) 9時00分より前若しくは16時00分を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください(別途利用者負担が必要となります)。

(※注2) 7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(※注3) 8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分まで又は16時00分から18時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします
(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供する日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

園児	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃
1歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃
2歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃
3歳児	—	11時30分頃	14時30分頃
4歳児	—	11時30分頃	14時30分頃
5歳児	—	11時30分頃	14時30分頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば御連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割り計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園が入所申込みの先着順により入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

大正区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医(嘱託医)

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

項 目	内 容
名 称	山北内科クリニック
院長名	山北 哲也先生
所在地	大正区平尾四丁目 23 番 13 号
電話番号	06-6553-0770

(2) 歯科

項 目	内 容
名 称	おかざわ歯科クリニック
院長名	岡澤靖彦先生 絵美先生
所在地	大阪市大正区千島二丁目 3 番 12 号
電話番号	06-6553-6474

(3) 学校薬剤師

項 目	内 容
名 称	株式会社コトブキ薬局
代表取締役	鈴木理恵先生
所在地	大阪市天王寺区逢阪二丁目 3 番 8 号
電話番号	06-6556-1466

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

項 目	内 容
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・その他カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に数回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓 口	内 容
当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者…園長 舟戸 智 ・ご利用時間…8:30～16:30 ・電話番号…06-6552-0851 ・FAX …06-6554-1714 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。
第三者委員	・責任者…近藤 遼 ・所属…大阪市立保育園連盟会長 ・電話番号…06-6761-1171

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故(保険者の保険金支払義務を具体化させる事故)・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険	災害共済給付
保険の内容	事業活動や施設の所有・使用・管理に起因する対人・対物事故における賠償責任を補償する	保育所の管理下で園児の災害(負傷・疾病・障害又は死亡)が発生したときに行う。
保険の金額	・対人…1 事故 7 億円 ・対物…1 事故 1 千万円	・負傷・疾病…医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 ・障害見舞金…3,770 万円～82 万円 ・死亡見舞金…2,800 万円

20 園児の利用状況

(鶴町学園)毎年度 5 月 1 日現在

園 児	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度	
		1号認定	2・3号認定	1号認定	2・3号認定
0 歳児	6 人	—	2 人	—	6 人
1 歳児	36 人	—	26 人	—	19 人
2 歳児	31 人	—	34 人	—	27 人
3 歳児	39 人	2 人	24 人	2 人	33 人
4 歳児	43 人	0 人	35 人	2 人	25 人
5 歳児	47 人	1 人	40 人	1 人	36 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施(令和6年度)	実施(令和6年度)
自己評価の実施状況	未実施	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金(上乗せ徴収分、実費分)

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額	対象者
教育・絵本代	教育(英語・体操教室)・絵本の購入費用	1,300 円	全員
給食費	主食費	1・2 号認定を受けたこどもに係る幼児主食費	1・2 号認定こども
	副食費	1号と3歳児クラス以上のこどもに係る幼児副食費 (2号は免除あり)	
双葉会費	保護者会費	800 円	全員
安全管理費	ICタグ使用料	100 円	全員
日本スポーツ振興センター	スポーツ保険	年額 210 円	毎年6月1回のみ

※ IC タグ紛失時には実費 3,500 円を徴収させていただくことになります。【本園のみ】
退園の際には必ず返却の方 よろしくをお願いします。

2 該当者(利用者)のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担【2・3号認定】

- ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料
18:00～19:00 1時間 300 円
18:00～19:00 月極め 3,000 円 【要申請書】

- イ 保育短時間認定に係る時間外保育料
7:00～ 8:00 1 時間 200 円
7:30～ 8:00 30 分 100 円
16:00～17:00 1時間 200 円
16:00～18:00 2 時間 400 円
16:00～19:00 3 時間 800 円

【1号認定】

- (1) 春期・夏期・冬期保育について(17時まで)
春期・夏期(7月)・冬期⇒500 円/1 日
夏期(8月)⇒1,000 円/1 日(主・副食費なし)
(2) 通常預り保育時間 9:00～16:00
ア 時間外預り保育料
7:00～9:00 300 円
16:00～18:00 500 円
16:00～19:00 900 円

(2)

- ア 入園時等の個人用品費
カラー帽子・通園ブック・ホルダー・名札
2歳児以上:のり・クレパス・はさみ・ねんど・色鉛筆など

- イ 制服・体操服
制 服 22,050 円～22,400 円
体操服 3,700 円～5,500 円

0・1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3,260	4,050	5,860	8,320	8,310

- (3) 午睡用の布団のレンタル代1か月 1,100 円 【0歳児～3歳児】
(4) 送迎用園バス代(車両費、燃料費) 月額 2,500 円
(5) 紙オムツ代 サブスクリプション方式 月額 3,000 円 【0 歳児～1 歳児】
(6) 年長児の卒園積み立て(アルバム代等) 月額 2,000 円
(7) 希望制の仆マンスイミングスクール(2歳半以上～卒園まで)があり、
事業者との直接契約となります。

以上をご確認の上、下記の書類にご記入をお願いします。【新入園時のみ】

次回登園時に持たせて下さい。

「重要事項説明書についての同意書」

別紙1

「個人情報使用同意書」

別紙2